

# 消防団の在り方について

【特定所管事務調査最終報告】

令和4年11月25日

## 総務常任委員会

委員長	直井 高宏	副委員長	高木 寛房
委員	豊島 葵	委員	染谷 礼子
委員	伊藤 正実	委員	中山 治

# 報告書

## 1 はじめに

つくばみらい市議会総務常任委員会において、特定所管事務調査として下記の項目について、調査を行った結果、以下のように報告する。

## 2 調査事項

消防団の在り方について

## 3 調査目的

つくばみらい市消防団は、消防組織法に基づき条例等を定め、設置しているところである。消防団は消防署とともに、水火災、その他の災害に際し、市民の生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限にとどめ、災害の防御及び鎮圧に努めることとなっている。本市消防団の組織は、消防団本部及び第1分団から第11分団の全11分団と予防・広報活動を担当している女性消防団で組織されている。条例で定められている団員定数は256名であるが、現在、216名の団員で活動している。

活動内容について平常時は、操法、水防等の訓練や大会出場、消火栓やポンプ車両の点検、火災予防パレードなどの広報活動を実施し、地震災害では、広報巡回、人命救助、避難誘導及び避難所の開設運営、水害では、河川巡視、水防工法の実施、人命救助、避難誘導及び避難所の開設運営、火災では、消火活動、消防署の後方支援及び周辺の交通整理等を実施する。

消防団の課題としては、団員の確保が一番の課題と判断し、「消防団の在り方について」調査研究し報告書としてまとめた。

## 4 調査について

### 【第1回】

総務常任委員会

日 時：令和4年3月8日（木）午後1時30分開会

場 所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員 6 人、事務局職員  
議題：消防団の在り方について

《協議内容》

調査項目を「消防団の在り方について」とする。

令和 4 年 6 月下旬から 8 月上旬（第 2 回定例会以降）に、県外行政視察を実施することが決まった。

**【第 2 回】**

総務常任委員会

日時：令和 4 年 4 月 12 日（木）午後 1 時 30 分開会

場所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員 6 人、総務部長、防災課職員、事務局職員

議題：消防団の在り方について

《協議内容》

執行部から「本市の消防団の現状と課題」について、団員数の推移、活動内容や実績等の消防団の概要の説明を受け、執行部に対して質疑を行った。

令和 4 年 5 月 20 日（金）市内消防施設に関する行政視察を実施することが決まった。

また、県外行政視察の日程は、視察先と日程が合わず第 3 回定例会の後に実施することが決まった。

**【第 3 回】**

行政視察 1

期 日：令和 4 年 5 月 20 日（金）午後 1 時 30 分から

視 察 先：市内消防団（第 10 分団及び第 4 分団）

出 席 者：委員 6 人、市内消防団員、防災課職員、事務局職員

視察項目：消防団の在り方について

視察目的：市内の消防施設の現状、消防団員の活動状況や成り手不足の問題等について、意見交換会を実施し団員から直接意見を伺うことを目的とする。

**【第 4 回】**

総務常任委員会

日時：令和 4 年 6 月 10 日（金）午後 1 時 30 分開会

場所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員 6 人、事務局職員

議題：消防団の在り方について

《協議内容》

市内消防団の行政視察について、委員間で意見交換を行った。

## 【第5回】

総務常任委員会

日 時：令和4年7月12日（火）午前10時00分開会

場 所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員6人、事務局職員

議 題：消防団の在り方について

《協議内容》

県外行政視察を令和4年10月31日（月）「愛媛県松山市」、11月1日（火）「愛媛県大洲市」で、いずれも調査項目を「消防団について」とし、2日間で実施することが決定した。

## 【第6回】

行政視察2

期 日：令和4年10月31日（月）

視 察 先：愛媛県松山市役所

出席者：委員6人、防災課職員、事務局職員

視察項目：消防団の在り方について

視察目的：消防団の活動や機能別消防団の現状、団員確保に対する啓発活動の取組等の調査を行うことを目的とした。

行政視察3

期 日：令和4年11月1日（火）

視 察 先：愛媛県大洲市役所

出席者：委員6人、防災課職員、事務局職員

視察項目：消防団の在り方について

視察目的：消防団の活動や団員確保に対する啓発活動、防災対策備品の内容の調査を行うことを目的とした。

## 【第7回】

総務常任委員会

日 時：令和4年11月4日（金）午後1時30分開会

場 所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員6人、事務局職員

議 題：消防団の在り方について

《協議内容》

「愛媛県松山市」及び「愛媛県大洲市」での行政視察について、委員間で意見交換を行った。

## 【第8回】

総務常任委員会

日 時：令和4年11月17日（木）午後1時30分開会

場 所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員6人、事務局職員

議 題：消防団の在り方について

《協議内容》

最終報告書の協議を行い、第4回定例会で議長に提出することを決定した。

<調査によって判明したこと>

消防団の歴史は古く、火消組である店火消（たなびけし）を編成替えし、町火消「いろは四八組」を設置させたことが今日の消防団の前身であるといわれている。昭和22年4月30日に消防団令が公布され、新たに全国の市町村に自主的民主的な「消防団」が組織されることとなった。

本市消防団は、消防組織法に基づき条例等を定め設置している。

消防団は消防署とともに、水火災、その他の災害に際し、市民の生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限にとどめ、災害の防御及び鎮圧に努めることとなっている。

本市の消防団の現状は、消防団本部及び地区ごとに担当区域を定めて、第1分団から第11分団の全11分団、また、予防・広報活動を担当している女性消防団で組織されている。条例で定められている団員定数は256名であるが、現在、216名の団員で活動しており、団員数の推移は、例年220名程度の団員数である。

次に、平常時は、操法、水防等の訓練や大会参加、消火栓やポンプ車両の点検、火災予防パレードなどの広報活動をしている。

災害時の活動は、地震の場合は、広報巡回、人命救助、避難誘導及び避難所の開設運営を実施する。水害の場合は、河川巡視、水防工法の実施、人命救助、避難誘導及び避難所の開設運営を実施する。火災の場合は、消火活動、消防署の後方支援及び周辺の交通整理等を実施する。

現役消防団員との意見交換会では、分団長からは3期12年で消防団を辞めるのが習わしだが、新しい団員が入団しないので現在19年活動が続いている。また分団の合併の話も出ている等団員の確保・拡大は厳しい状況にある。

女性消防団員からは、夫が夜中や土日に家のことをせずに、消防団関係で外に出ると家族の負担が生じる。出動手当が上がることはありがたいことである。会社勤務が多い現状において、急に仕事を抜けることが会社の理解が得られない。企業への援助金のようなものが多少なりともあり、その会社の社会貢献とうまく連携できることで会社の理解を求めないと難しい。

また、子どもたちは慣れ親しんだことに憧れを持つと思うので幼稚園・保育園、社会科の授業とかで、操法大会の作業を見せてかっこいいと思わせる。子供と保護者を対象に、運動

会、授業参観、家庭教育実習、支援センターで応急手当の実習などを行い、女性消防団を確保する等の意見をいただいた。

消防団の課題は、団員の確保が喫緊の課題と考えている。特に、各分団に共通して新入団員の確保が困難な状況となっている。

そこで先進地である愛媛県松山市において、

- ・ 消防団員確保の取組
- ・ 機能別消防団の概要
- ・ 消防団の今後の課題

愛媛県大洲市において

- ・ 消防団員確保取組
- ・ 消防団の防災対策備品
- ・ 消防団の今後の課題

について先進地行政視察を行った。

愛媛県松山市では

基本消防団員の確保について、消防団員証の提示により様々なサービスで団員とその家族等を応援し、地域住民は地域にとって必要な「消防団」の存在を認識し、防災訓練などに参加し、消防団と接することで「地域の防災力」を向上させ、市民全体が消防団の応援団であることを認識することで、消防団員としての士気を向上させ消防団員としての自覚を持ち、市民全体の応援に応えるため活動している。

女性消防団員は、平成 14 年 4 月に 60 人でスタートし、平成 23 年 4 月 1 日に、松山市消防団 41 番目の分団となり、名称も新たに「女性分団」として 96 人体制での活動をスタートさせた。分団となったことで、今までの活動継続とともに、大規模災害に対応するための更なる努力を誓い、消防団員としての誇りを胸に活動している。また、平成 30 年 4 月に組織を改正し、女性分団と大学生消防団をまとめる女性副団長が誕生した。

機能別消防団について

- ・ 郵政消防団員

大規模災害時に住民の安全を確保するため、地域に精通する職務の特徴を持つ、郵政職員の消防団入団が効果的と考え、日本郵便公社四国支社との協議により、平成 17 年 4 月から機能別団員として採用することになった。郵便局の職務の特徴を有効かつ効果的に活用し、タイムリーに災害に対応できるシステムの配置と情報ネットワークを、き

め細かく組織することにより、地域住民への防災ネットワークの強化を図るものである。

災害時（大規模災害等）には、防災情報通報、住民への避難情報提供、避難誘導の支援、負傷者の救護、平常時には、交通事故等を発見した場合の応急救護及び通報、防災訓練及び研修等への参加を主な任務としている。

#### ・事業所消防団

基本団員（全ての活動に参加する団員）のうち、会社勤務の団員が60パーセントを占め、団員の多くは地元から離れた場所が勤務地であり、日中の消防力が低下していることを補填する目的で就業時間中の災害活動に限定した事業所消防団として活動するために、平成18年12月にネットヨタ瀬戸内チームを、平成21年12月にフジファイアーチームを採用した。

#### ・大学生消防団

近年、消防団は団員の高齢化が進み、最も確保すべき30歳未満の消防団員数が減少傾向にある。このような状況の中、消火・救済活動を行なう基本団員が災害現場で活動してもらうために、地震などの大規模災害時を主な任務とした大学生消防団の団員として機能別団員を平成18年4月から採用することにし、日頃の消防団活動で培った知識と技術、そして若さを活かして避難所運営をサポートし、地域住民が安心して生活できる場を作る重要な役割を担う。

また、大学生がボランティア活動として、地域防災の重要な役割の担い手である消防への関心を持つことにより、将来の地域防災の担い手になることや消防団の基本団員として活躍することも期待できる。

#### 松山市消防団の今後の課題

- ・消防団への加入促進策
- ・意識の啓発、事業者・大学等の協力、女性消防団員の採用
- ・消防団応援事業「まつやま だん団プロジェクト」の導入

#### 松山市消防団の活動充実強化のための施策

- ・入団資格の見直し、定年制の見直し、消防団員の処遇改善
- ・地域における防災体制の強化
- ・機動重機部隊の創設、装備・資機材の充実

愛媛県大洲市では

- ・ 団員確保の取組

少子高齢化により若い世代の新入団員数が少なく、自動車運転免許の準中型問題に関連し、普通積載車型から軽積載車型に変更することで、購入費用や諸経費の差額を、団員の福祉や他の整備品の購入にしたいという団長の方針により、原則軽積載車型に更新を計画変更した。

- ・ 機能別消防団の構成と募集方法

募集の基準は、新規入団時から即戦力として活動が可能となる、基本団員及び常備消防職員OBを対象としている。

大洲市消防団条例において、退職奨励金支給及び機能別消防団員の運用上の任期を撤廃し、任期満了で一度機能別消防団員を辞めた方でも機能別消防団員として、再入団できるようになり団員の増加に結び付いた。

- ・ 女性消防団の確保強化

大洲市消防団には地元の分団に所属し、男性団員と同じ活動をする女性団員と女性分団に所属する女性団員がいる。平成17年には51人いた女性団員が令和2年には21人まで減少したことで、一人では入団しづらい場合でも職場の友人や同僚と一緒にであれば、入団したいと思っているのではないかの判断で団長、女性分団長、事務局で市内の官公庁事業所を訪問し、職域女性消防団員の募集協力をお願いを開始した。

女性分団の活動内容は、予防啓発、救急救助講習、独居老人等への防火訪問などの他、最近では防災教育の重点的な活動となっている。

国土交通省と協力し「自然災害から暮らしを守る」川の水が増水した時の行動方法を劇で伝えている。

- ・ 消防団の災害対策備品

河川の氾濫の危険が想定されていたことから、消防団本部と分団にエンジン式救助用ボート13艘、エンジンなし救助用ボート8艘を装備している。

平成30年7月の西日本豪雨で、市内の2,500棟以上が浸水し、11艘のボートを駆使し、消防団が100名以上の住民を救出した。

## 大洲市消防団の今後の課題

- ・ 機能別団員、女性団員の確保を重点的に行った効果もあり、令和元年と比べ4人減と現在のところ、団員数の減少は緩やかであるが、今後の団員の大幅な減少は避けられない

- ・退職報奨金の支給上限年数を加算する市独自の制度の創設の検討
- ・まだまだ現役で活動可能な、消防団OBの活動地域を指定しない、機能別消防団員等としての活用を検討

## 5 課題

自然災害などの発生頻度が高まる中、消防団の役割が拡大し地域住民の期待が高まる状況にあるにもかかわらず、消防団を取り巻く社会環境は厳しい状況であり、年々消防団員数は減少しており、地域防災力の充実強化を図る必要がある。消防団員数の確保は喫緊の課題であり、消防団の数も減少傾向にあり、団員の確保が一番の課題と考える。特に、各分団に共通して新入団員の確保が困難な状況となっている。

近年、社会構造・就業構造の変化、核家族化、大都市への若年層の流出、都市化の進行や個人の価値観の多様化が進む中で、地域における連帯感が希薄化するなど、地域社会の機能が低下して、従来の消防団員確保の主たる方策であった地縁等による確保が難しくなっている。しかしながら、地震や風水害等の大規模な自然災害等の発生が懸念されることから、地域防災活動などの分野において、相互に助け合うという共助の心に支えられた地域コミュニティの形成が求められている。

このような状況を踏まえ、就業構造や個人のライフスタイル、価値観の尊重に配慮しながら、地縁による消防団員の確保に加えて入団促進の方策や活動環境の整備を行う必要があると考える。

## 6 まとめ

大規模な災害及び有事における市民保護への対応などの消防団の役割の増加に伴い、団員の確保が喫緊の課題になっている。しかしながら、現状では、消防団員における会社勤務の構成員比率の上昇、若年人口の減少等から考えると、今後一層、団員確保は困難になると考えられる。そのため、会社勤務の人が消防団に容易に入団することができる、環境作り及び勤務時間中において消防団員が消防団活動を、行いやすくする環境の整備を行うため、「機能別消防団員」を活用した方策について検討する必要がある。

## 7 提言

下記のとおり提言する。

- (1) 市は消防団の勧誘活動をサポートするとともに、市独自でも積極的に勧誘活動を

行うこと。

- (2) 基本消防団員の確保と意識高揚のために、「(仮称)消防団員証」の発行を行い、提示による様々なサービスで、団員とその家族等を応援する制度を策定すること。
- (3) 少子高齢化の状況を踏まえて、本市に機能別消防団員募集確保のため、消防団条例の制定をすること。
- (4) 本市ハザードマップによると浸水想定区域があることから、消防団本部と分団に救助用ボートを配備すること。  
積極的に調査研究し速やかに実施すること。

特定所管事務調査の提言に対する回答については、進捗状況に応じて、原則半年又は1年後に報告すること。